

大阪広域水道企業団水道企業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 2 月 21 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 1 号

大阪広域水道企業団水道企業条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 6 条 （略）	第 6 条 （略） <u>（資本剰余金）</u> <u>第 7 条 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を補填することができる。</u>

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。